

排出量取引の運用に関する専門家委員会設置要綱

決定 平成 26 年 2 月 25 日 25 環都総第 1235 号

改定 平成 27 年 6 月 17 日 27 環地総第 209 号

(目的)

第 1 条 総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引の運用に際して、適正かつ円滑な取引を行うための対象事業者に対する情報提供のあり方や、法的問題等への対処方法等について専門的見地から意見を聴取するために「排出量取引の運用に関する専門家委員会」（以下「専門家委員会」という。）を設置する。

(検討内容等)

第 2 条 専門家委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 排出量取引に関する対象事業者等に対する情報提供に関すること
- (2) 排出量取引におけるクレジットの供給に関すること
- (3) 排出量取引における法的問題等に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 専門家委員会は、前条の検討内容等に関して、高度な専門的知見を有する者であって、環境局長が委嘱する委員 5 名以内をもって構成する。

(利害相反の回避)

第 4 条 専門家委員会委員の委嘱に当たっては、委員が排出量取引及び排出量取引の仲介等を行わないことを確認する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。また、再任を妨げない。

(委員長)

第 6 条 専門家委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、専門家委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第 7 条 会議は、環境局地球環境エネルギー部長が召集する。

2 環境局地球環境エネルギー部長は、必要があると認めたときは、委員以外の学識経験者等に、会議への出席を求めることができる。

(開催方法)

第8条 専門家委員会は、非公開で行うものとする。

(謝金の支払い)

第9条 専門家委員会委員には、謝金を支払うことができるものとする。

ただし、委員以外の学識経験者等に、会議への出席を求めた場合、委員に準じて謝金を支払うことができるものとする。

(庶務)

第10条 専門家委員会の庶務は、環境局地球環境エネルギー部総量削減課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。